

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

「学校図書館法の一部を改正する法律案」の全部を修正し、次の内容の「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律」とすること。

第一 学校教育法の一部改正

一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。以下同じ。）には、学校司書を置かなければならないこととすること。

（第三十七条第一項、第六十条第一項、第六十九条第一項、第八十二条関係）

二 一にかかわらず、小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、学校司書を置かないことができること。

（第三十七条第三項関係）

三 学校司書は、第二の一の職務に従事すること。

（第三十七条第十四項関係）

四 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校には、一にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、学校司書を置かないことができること。

（附則第七条の二関係）

第二 学校図書館法の一部改正

一 学校司書は、図書館資料の整理及び保存の職務に従事するほか、司書教諭の行う職務に協力すること。

(第六条第一項関係)

二 1 から 3 のいずれかに該当する者は、学校司書となる資格を有すること。 (第六条第二項関係)

1 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められた者で、
学校司書の講習を修了したもの

2 図書館法に定める司書となる資格を有する者

3 学校教育法に定める大学に入学することのできる者で、学校図書館において三年以上学校司書の職務に相当する職務に従事し、かつ、学校司書の講習を修了したもの

三 学校図書館において、一定期間以上学校司書の職務に相当する職務に従事した経験を有する者については、二の学校司書の講習において履修すべき科目又は単位の一部を修得したものとみなすこと。

(第六条第三項関係)

第三 その他

一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 政府は、学校図書館の利用の状況並びに学校図書館及び学校教育において学校司書の果たす役割を勘案し、この法律施行後三年以内を目途として、学校司書について、その職務の在り方及び職務に応じた給与、研修その他の処遇に関し検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第二条関係)

三 その他所要の規定を整備すること。

(附則第三条及び第四条関係)